

議案第26号

守谷市保育所設置条例の一部を改正する条例

守谷市保育所設置条例(昭和52年守谷町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「主任保育士」を「副所長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年 6月14日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
26号	1

提案理由（議案第26号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市職員の職制の見直しに伴い、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市保育所設置条例新旧対照表

改正	現行
<p>(所長等の職務) 第4条 所長は、市長の指揮を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。所長に事故があるときは、<u>副所長</u>がその職務を代理する。 2 (略)</p>	<p>(所長等の職務) 第4条 所長は、市長の指揮を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。所長に事故があるときは、<u>主任保育士</u>がその職務を代理する。 2 (略)</p>